

## 日野町燃料費高騰対策支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響長期化や、世界情勢の変動による急激な原油価格等の高騰により経営に影響を受けた貨物自動車運送事業者に対し補助金を交付することにより、事業活動の継続および経営の安定化を図ることを目的とする。

### (定義及び交付対象事業者)

第2条 この要綱において対象となる町内事業者の定義は、日野町内に事業拠点を置く運送事業者で、自動車運送業（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業）の許可を得ている事業者及び個人事業主（以下「対象事業者等」）とする。ただし、次の事業者は除くものとする。

- (1) 日野町内の事業拠点が登記されていない対象事業者等。
- (2) 料金の値上げ等により、高騰分燃料費を転嫁している対象事業者等。
- (3) 申請時点において、町税及び料金の滞納がある対象事業者等。

### (補助金の額)

第3条 令和4年10月1日時点で対象事業者等が所有もしくはリース契約をしている、登録された営業車両で実際に稼働している車両台数に次の価格を乗じた金額を交付する。

2 稼働の基準は、令和4年4月以降の任意の1月において稼働日数が50%以上の場合、実際に稼働しているものとする。（稼働日数（%）＝自動車の稼働日数÷営業日×100）

- (1) 大型車（4t以上のトラック・ダンプ等）：50,000円
- (2) 普通車（4t未満で軽自動車を除く営業車両）：25,000円
- (3) 軽自動車（町に営業車登録がしてあるもの）：20,000円

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、補助金請求書（様式第3号）、添付書類を日野町長へ提出し対象事業者等であることの確認をしなければならない。

2 日野町長は、前項の申請を受理し、申請内容を確認したのち、適当と認めたときは速やかに交付決定するものとする。

3 第1項における添付書類は以下のとおりとする。

- (1) 運送業にかかる許可証又は申請書の写し
- (2) 対象となる車両の車検証の写し（対象事業者等所有車両の場合）
- (3) 対象となる車両のリース契約を証明するもの（リース契約車両の場合）

- (4) 対象となる車両の運行状況の分かるもの
- (5) 事業所が登記されていることの証明できる書類

4 申請期間は令和5年1月31日までとする。

(返還規定)

第5条 町長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 第2条に規定する、補助金の対象とならない事業者であることが補助金受給後に判明した場合。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金を受給したものがいる場合。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年3月31日をもってその効力を失う。